

「日本の『薬物問題』と国際的な潮流」

丸山 泰弘(立正大学)

●「薬物問題」を考えるにあたって

「日本の薬物問題」と聞いて、どういったイメージを持ちでしょうか。多くの人は著名人の逮捕や裁判所の映像を思い出し、彼ら/彼女らが謝罪をしている映像と、そういった人たちが大切なものを失う危険なものが薬物である、と色んなことが頭に浮かんだのではないのでしょうか。

これらは、いずれも刑事司法に関係するイメージ(逮捕・裁判・刑務所、その他の社会的な制裁)にあたります。しかし、そもそも逮捕や刑務所に行かない薬物使用者もたくさんいます(実際にどの程度の人数が使用しているか、生涯経験率はどの程度かというような数字はあまりないです)。また、薬物使用によって生活が破綻しているのではなく、刑事司法に巻き込まれることで偏見が生じ、仕事や家族を失い生活が破綻していると世界中で指摘がなされています。

また、処方箋薬やドラッグストアで購入できる薬でオーバードーズ(過剰摂取)している人も少なくありません。とくに日本は他の国々に比べて精神病院の病床数がとても多く、自殺者の数も多いと言われています。これらの人たちが生きていくために強い薬を使う場合もあります。つまり、合法的な薬でも依存性の高いものも多く存在し、その「薬物」が合法か違法かだけに注目していると問題の本質を見失います。例えば、David Natt 教授が著名な科学誌 the Lancet で公表しているように、アルコールが最も危険なドラッグとして示されています。少なくとも害悪の度合いによって違法か合法かが決まっていないという問題が根本に存在します。

●日本の大麻と覚醒剤の問題とそれを取り巻く言説

上記で問題の背景には「違法・合法」以外に重要な論点があるとしたものの、日本では一定の薬物所持や嗜好的な目的で使用することを法律で禁止しているため、刑事司法の問題も知っておく必要があります。

日本で多く検挙されているのは覚せい剤取締法違反と大麻取締法違反です。覚せい剤取締法違反者が 8,730 人で大麻取締法違反者が 4,570 人(2018 年)でした。近年の傾向として、覚せい剤取締法違反で検挙される総数が減少しており、とくに若者の検挙者数が減少しています。しかし、40 歳以上の検挙者数が増加傾向にあります。再犯者の総数は減少していますが、初犯者の数の減少が激しく、「再犯者率」(その 1 年で何割が初犯者で何割が再犯者かを出している数字であって、再犯率とは別のもの)が上昇しています(再犯者率の上昇を問題視する人がいますが、上述のように再犯者そのものは減っています)。

一方で、大麻取締法違反で検挙される総数は増加傾向にあり、とくに 20 歳未満と 21~29 歳の若年者層が増加傾向にあります。この点から、大麻の危険性が再び注目されることになっています。しかし、上記のようにそもそもの使用者数が全く分かっていない上に、捜査機関の取り

締まりが何に集中するかどうかだけの問題であって、これをもって若者の大麻問題が急に生じているとするには限界があります。例えば、若者の検挙者が増えているのは海外の合法化による規範意識の低下などが指摘されることもありますが、それならば数年前に大麻の検挙者数が大幅に減少したことを説明することができません。これは、捜査機関が大麻よりも危険ドラッグを集中的に検挙していたからだという指摘があります。今は、危険ドラッグや覚醒剤よりも若者の大麻を集中的に捜査しているだけだろうと推測されます。

よく大麻が覚醒剤などのゲートウェイ・ドラッグになるという言説もありますが、古い言説をいまだに使っているだけであって、そのような科学的な根拠はないとする研究が多く発表されており国際的に認められています。国際的には取締りを目的とした団体であってもホームページから「ゲートウェイ・ドラッグになる」という文言が削除されています。仮に、その説が正しければ、大麻で検挙される人が増加した後に覚せい剤取締法で検挙される人も増加することになりますが、現在の日本ではそうなってはいません。ただし、使用するに至った生活上の問題があり、延長線上に薬物使用があるのであれば、その意味で関連するといえるかもしれません。さらに、刑事司法で罰するからこそ違法なものとして取引されることで大麻購入と覚醒剤購入が近いものになってしまうという指摘がなされています。また、上述のように大麻だけ使用を止めれば良いという話ではなく、使用するに至った原因の解決が必要になるでしょう。

●世界の薬物政策はなぜ舵を切ったか

世界では問題のある薬物使用に対して様々なアプローチが行われています。その中には合法化や非犯罪化・非刑罰化をする国もあります。非犯罪化というと自由に使用しているイメージがありますが、アルコールのように制限がなされています。どの国でも問題使用が増えることは望んでおらず、効果的に減る方法を模索した結果といえます。これらの方法をとっても使用者が0にはなっていないではないかという指摘がありますが、そもそも厳罰化していても問題使用者は0にはなっていません。一部の国や地域では必ずしも刑事罰が正解では無いという考えで取り組んでおり実際に問題使用を減らしています。また、「薬物問題」を見る際に、ただ単に問題使用が減るかどうかがポイントにはならないです。上述のように、自殺者数はどうなったか？オーバードーズはどうなったか？精神病院の入院者数はどうなったか？といった薬物仕様に深く関連した背景にある問題を同時に考察する必要があります。

最後に、国連など国際機関も刑事罰による介入は偏見を生み出すために人権に関わる問題であるとして警告を出しています。そのため、海外に比べて日本では使用者が少なく厳罰化がうまく機能していると指摘する人もいますが、仮に日本での使用者数が少なかったとしても、人権に関する問題であるので、少数であれば人権が無視されていいということにはなりません。問題使用がない社会を目指し、薬物使用に至った背景を考えるなどを通して、差別的な対応をしないことが目指されています。まず問題使用がないことが大事ですが、使用した後に回復できる方法が用意されていることも重要です。それは刑事罰ではありません。

以上